



## こども家庭庁発足

### こども家庭庁発足

(家庭基礎 p.57, 家庭総合 p.68)

令和5年に発足したこども家庭庁の使命は、「こどもまんなか社会」の構築です。こどもや若者の最善の利益を考えながら政策立案を行うとともに、立案過程において、こどもや若者自身の声を聴き政策に反映させていく、というこれまでの行政にはなかった新しい課題にも取り組んでいます。具体的には、①こども政策の司令塔として、少子化対策など多くの省庁が関係する施策を総合調整していくこと、②省庁の縦割りを打破し、新しい政策課題や隙間事案に対応していくこと、③保育、母子保健、虐待防止、こどもの貧困、障害児支援など、こどもや子育て世帯への支援として約5兆円の前算を執行していくこと、を3つの柱としてさまざまな施策を進めています。

### 【こども家庭庁6つの基本理念】

こども家庭庁では、こどもの最善の利益を図るための司令塔として、こどもや若者、こどもたちを育て、支えている人の声をまんなかに据えた政策を進めていくことをミッションとしています。このミッションを果たすため、こども基本法に定められた6つの基本理念をもとに、こども政策を推進しています。

#### 基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

### 保育所，認定こども園，幼稚園の比較

こども家庭庁では、小学校就学前のこどもの健やかな成長に必要な環境の確保のため、保育所、認定こども園などの整備とともに、教育・保育の質の向上のための取り組みや、保育士などの人材育成・確保を通じて、就学前の全てのこどもの育ちの保障に取り組んでいます。

#### ③ 保育所，認定こども園，幼稚園の比較

	保育所*1	認定こども園	幼稚園
対象	保育を必要とする乳幼児	保育を必要とする乳幼児、保護者の希望による	保護者の希望による
年齢	0歳～就学前	0歳～就学前	満3歳～就学前
保育者	保育士	保育教諭(原則として保育士と幼稚園教諭両方の免許を所持)*2	幼稚園教諭
教育および保育時間	原則8時間 (+延長保育*3)	4時間・8時間 (+延長保育など*3)	標準4時間 (+預かり保育*3)
保育料	3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児は無償(一部上限あり)		
性格	児童福祉施設	児童福祉施設・学校教育機関	学校教育機関
管轄	こども家庭庁		文部科学省
法律	児童福祉法	就学前保育等推進法	学校教育法

教科書における変更点 →

参考：こども家庭庁 HP：<https://www.cfa.go.jp/>

\*1 認可保育所の場合(国や地方公共団体の設置基準を満たして認可を受けた保育所)  
\*2 特例措置により2024年度末までは、片方の免許のみでも可。  
\*3 園によって異なる。